

第3回富士市まちづくり活動推進条例検討会議 議事録

日時：平成26年6月3日(木) 18:30～21:00

場所：市庁舎8階 政策会議室

◎出席者(敬称略)

委員長：日詰 一幸(静岡大学教授)
副委員長：杉山 由隆(富士市町内会連合会会長)
委員：齋藤 立己(富士市生涯学習推進会連合会会長)
松本 玲子(富士市社会福祉協議会会長)
和久田 恵子(中部ブロック代表)
望月 恵子(東部ブロック代表)
石川 計臣(北部ブロック代表)
松野 俊一(南部ブロック代表)
西森 共二(西部ブロック代表)
加藤 崧(北西部ブロック代表)
明石 武彦(一般公募委員)
佐久間 恵(一般公募委員)
今村 優子(一般公募委員)
オブザーバー：加納 孝則(市民部長)
傍聴者：1人
事務局：まちづくり課 7名

1 開会

2 市民憲章唱和

3 委員長挨拶

4 議事(進行：日詰委員長)

(1) 条例の構成イメージについて(資料 No. 1)(事務局から説明)

(2) 意見交換・質疑応答

(委員長)

この検討会議の中でこれから条例について検討していくこととなります。今はまっさらなキャンパスの状態ですから、そこに皆さんと一緒に絵を描いていくということになるわけです。ここに、具体的に何を盛り込むのかということについては、これから皆さんと議論していくということになります。ただ、他のところですね、いろいろと条例を作って取り組んでいるところも多いので、そういったところからピックアップしてみると、こんな様な項目が入っていくのかなということで、事務局の方で12の項目を整理していただきました。これはあくまでも一つの例示あるいはイメージということになりますので、最初にこういった条例の構成全般について皆さんがどういう風に受け止められるのかといったところから議論を進めていきたいと思っております。ついでには、この構成などについて、例えばこういう内容、項目ももう少し盛り込んだ方がいいとか、あるいはこの項目はもう必要ないとか、そういうこともよろしいかと思っております。あるいは、この点をもう少し深く聞いてみたいというようなご質問もあるかと思っております。そこで、今日ご提示いただいております資料1に関して、皆様の方でお感じになったことを含めて、質問、あるいは、内容等に関わっても結構ですので、ご議論いただけ

ればと思います。今日はこの条例の全体のイメージ的なものを掴んでいただければいいかなと思っております。

(D委員)

まちづくり協議会という会ですよ。ということは地域に住んでいる住民はすべてが会員という考えでよろしいですか？現状ではそれぞれの団体の役員になっている人たちだけが運営をしていて、例えば祭りのような場合ならば、町民も遊びに来たりすることはあるわけです。ここでは、市民の役割を明らかにすることというのは書いてあります。住んでいる人が自分たちにも町民として義務もあるけれども、恩恵もありますよという形が浸透してないのが現状だと思います。実際活動で動いているのは役員だけのようになりますので、そういう人たちを取り込む方法といますか、文章で書きますとさらっと綺麗になってしまうわけですが、現実に現場で動かなければならない人間にとっては大変不安になると感じました。

(委員長)

理念的なものが盛り込まれるということになりますので、市民の皆様はコミュニティの活動に対してこういう形で臨んでほしい、あるいは臨むべきじゃないかというようなことが盛り込まれるということになっていくのではないかなと思うのです。今の質問の中で、熱心に取り組まれる方はいても、逆にそれにタダ乗りするとか、フリーライダー的な感じの方も多くいるということだと思います。こういった方々も何か参加できるような、そういう方向性とか仕組みは考えられないかということでしょうか。難しいとは思いますが、この辺について、何かアイデアはありますか？理念ですから、強制することは当然できないので、環境を作っていくという、あるいは土壌を作っていくということだと思います。

(D委員)

こういう条例を作っても、まちづくりセンターに1年に1度も行かないような人は、地域に大勢いるわけですよ。そういう人たちが、私たちがこういうものを作ったにしても、自分たちにもこういう義務があるのかとか、もっと簡単に言えば地域のイベントさえ知らないというような、そういう層の人もいるわけです。せっかくこうやって苦労して作った条例を、地域の皆さんに知ってもらう方法というのも考えていくべきだと思います。

(委員長)

そのためにやっぱりこういう検討会議が進められている、そして、そこでどういうことが今検討されているのかということ、いろいろな場面で皆さんに知っていただくようなことは必要だと思います。そういう意味では、ここでの議事録というのは、とりあえずホームページで公開されておりますよね。多分、それだけでは足りないだろうと思います。そうなってくると、地区になんらかの形で情報を開示していくということはとても大事だと思います。むしろ情報を積極的に提供していくということが不可欠じゃないかと思います。その点、市として今後の取組の方向性は何かありますか。

(事務局)

第一回目に、この条例検討会議の大まかなスケジュールをお示したかと思うのですが、その時に、タウンミーティングという文言があったかと思います。これは皆さんの今後のご議論の推移を見て、皆さんの方で是非やってみた方が良くということになった場合のことですが、市役所内だけの議論ではなくて、より多く皆さんに、知っていただくための1つのツールとして、各ブロックのまちづくりセンターを会場に会議を開催したいと思っています。ここでは、委員の皆様、地区に行ってください、そして委員の皆さんから条例の内容について説明していただき、地区住民と意見交換する場にしたいと考えています。こういった仕掛けは、地区の人たちに条例を知っていただく、1つのツールになると思います。いろんな方法があるかと思いますが、ウェブサイトへの議事録の公開だけでなく、皆様方が地区で条例について話し合いをしてみるというのは、1つの大切な取組だと思います。皆さんの中でそういう機運が高まってくればそんなことも考えていきたいと思っています。

(委員長)

そういう丁寧な活動や、情報の提供ということをしていかないと、恐らく地域の人たちも思いがこちらの方に向かないだろうと思います。だからその地域の人たちの思いがこちらの方に向くような取り組みはどうしても必要になってくると思います。

(D委員)

タウンミーティングを、まちづくりセンターでやるような状況になると、恐らくいろいろな団体に加盟している人、特に上層部の役員といいますか、そういう人たちが主になって来るような気がします。しかし、大勢の人を取り込むとなると、各町内会単位のような形で、町内会長さん辺りが住民にお知らせするというかニュースを流すというような、今までまちづくりセンターにも出入りしなかったような人たち、地域のイベント等も知らなかったような、笛吹けど踊らずのような人たちも巻き込むためには、小さい地域ごとできめ細かくやっつけていかないと、なかなか浸透しないと思います。

(委員長)

すごく大事なことです。ご指摘の点は、条例の制定をめぐり、取組の段階から、地域に下りていかないといけないのではないかと思います。これは大変貴重なご意見ですので、このことについては今後も課題として、皆さんと一緒に、この取り組みどうすればいいのかというのはまた検討課題かなと思います。

(H委員)

結局は今の御意見のようなことに行き着くと思いますが、資料No.1では、12項目あって、その中の8番目にある、地区のガバナンスの問題だとこれは思います。私も2年間、まちづくり協議会のとりまとめで苦汁を舐めてきましたが、最終的には皆さんのご同意が得られたというのは、地域が一丸になって賛成の道を選んでくれたというのが、一番のポイントだったと思っています。そういう意味では、この協議会の運営は、市民からいただいた浄財で運営しているわけですから、市民抜きではできないですね。それを操る役員の皆さんは、それぞれの団体の総意を得て、統治を預かっている方々です。しかし、私は、生涯学習推進会の会長も兼任していますけれども、結果的に、このまちづくり協議会の会長をおおせつかった際には、参画する各団体の総会で、手をたたかれて上がってきた人間じゃないのです。ですから、ガバナンスという問題からいくと、統治能力には欠けています。皆さんの推薦を受けた結果、会長に就任した人間ではないです。そうではなく、ガバナンスのきいた組織でなければ、バラバラになっちゃいますよね。統治されている状態を作っておくことは大切なことです。まちづくり協議会に多くの市民が参加し、市民の総意がそこに出ている団体の役員になって選ばれて、皆さんに拍手をされて出てきている方々の集まりです。私は会長として、それを取りまとめる役割で今動いているのですが、結果的に、一番の統治の鍵を握っているのは、自治会です。それぞれの町内会は、それぞれの地域の住民総意の総会で選ばれて拍手をいただいて上がってきた方々が、統治しているわけです。皆さんの推挙を得て出てきていない会長がとりまとめを行うというのは非常に不文律だと思っています。その意味で、この協議会は、市民の総意がすべて反映できた協議会とすべきじゃないかなと思います。そんなイメージを持ってまして、ガバナンスの問題が1番大切だと思っています。

(委員長)

今おっしゃった点というのは、実はすごく大事で、代表性と我々は表現しています。いろんな方々から支援・支持されて会長さんになると、それまでのプロセスというのはすごく大事で、その方が本当に代表性のある方なのかどうかということ、それをどうやって確保していくのかということが重要になります。ある所では選挙にするとということをやっていたりします。しかしながら、全部を選挙にするとというわけにもいかないわけで、代表を選ぶ場合のプロセスというのはいろんなやり方があります。その辺りをどうするのかというのは当然論点としては重要なポイントになると思いますね。是非、これは検討しなければいけない点だと思います。

(A委員)

ちょっと気がついたのは、市民というのが主体的になってくるけども、あんまり市民市民と市民を前に出してくると、例えば5番目を見ると、市民の役割が、「地区まちづくり活動への参画推進」となった場合に、そ

れでは、これをどういう形で、参画推進させるかという具体的には、なかなか出てこないと思います。非常に大事になってくるのは、今までのまちづくり協議会の中身というのは、今もそうですけれど、9番目を見た場合、「地区内の団体の連携促進」とあります。特にこれは各地区団体ですね、だから1つの団体ではないです。いろんな団体がさらに今増えていますけれども、この団体というのが、組織として協議会の中では1番大事になってくるかと思います。だから私は、12条あったけど、序列じゃないですけど、市民市民と言ってしまうと、その辺を上手に持っていかないと、難しいと思っています。各団体があって、その団体がいろんな市民を巻き込むという序列がなければできないのかなという気がします。

(委員長)

団体というのは地域の市民の皆様によって構成される組織ということになりますよ。

(A委員)

特に今協議会の中で上手にしているのは、7つの部ができましたが、関連団体との関係が出てきます。今まではバラバラでした。だから、確かにこれはそういう点では、関係団体で意思の疎通を図りながら進めていくということは大事なことです。各種団体というのをもう少し前に出していかなければ、継続性は難しいな、あまり綺麗ごとを言っていては、なかなか難しいなということです。

(委員長)

これも非常に大事な点ですね。団体間の連携をどうやって促進することができるのかという点ですよ。

(E委員)

1番から12番まで、こういうものを入れたらどうだろうというのが出されていますが、それぞれは、ある地域の内容を代表例として入れています。恐らく、どこの地域を見ても、だいたいこのような内容が入っている中で、これが良さそうだということで例示されているのですよね。大体こういうスタイルなのでしょうね。そういう視点で我々は考えればいいのかと思います。

もう1点、各種団体のことがありますね。今、私の地区のまちづくり協議会では、例えば「窓の会」とか「花の会」といった団体を最小単位として考えていました。ところが、後で考えたら、今まで推進会に入っていない色々な団体も他にいっぱいあります。活動内容は違いますけども、例えばPTAのOB会ですとか、踊りの会とか地域にはいろいろな団体があります。その辺をどこまで実際に取り込めばいいのかと思っています。私の地区の場合は、消防団も入れています。各地区は、どのへんまでの団体を抱えているのかなと思います。その辺りの、参画する団体としての定義みたいなものいるのかなということも思いました。市民というと確かに広いので、市民の代表は町内会長と、連合会長はその市民から選ばれた代表者の拍手で選ばれているので、地区を1つの範囲とすれば、地区の区長会長さんとか連合会長さんが市民の代表で、その人たちが市民を巻き込む形にしないと、なかなか団体と市民の役割などを入れ込んだ、条例を作っていくのは大変かと思っています。

(副会長)

今、現実の問題が出ましたが、各団体は地区によって全然違うのですよね。それを把握するのも難しいと思います。具体的にこの団体どうしますかと言われたら誰にも判断できないわけです。ですが、地区に関わる団体まで全て協議会で網羅するという大筋は条例の中に入れておかないと、協議会の構成が26地区極端に違うようではまずいのではないかなと思います。ただこれは難しいと思います。剣道とかスポーツの団体も、実際に地区でイベントをやると入れる必要が出てくるわけです。そうするとある地区は入れた、ある地区は入れないと言う話になりかねないです。これは、非常に大事なことです。大筋だけでも、団体はどの程度まで入るのか、市民という形で示していくのかという事になると思います。市民の参画というのは、地区役員が、日常の中で市民に徹底をしていく必要がありますが、まちづくりセンターに市民全員を呼ぶなんてことはとてもできる話ではないです。どうしても代表の役員さんが集まってくるのが実情です。また、団体についても、皆さんの思っている団体というのは、個人によってだいぶ違うと思います。

(A委員)

この前、何かの資料を見たら、こういう団体はだめだという表現がありました。例えば、宗教に係る団体、あるいは、営利を目的とするような団体、これらは確かにそうですね。条例文に入れていいと思います。

(副委員長)

固有名詞のこういう団体は入れるとかではなくて、営利目的、宗教団体とか、そういう団体はだめですよという形で、除く団体を定義していく方がいいかなと思います。名前だけで判断すると言ってもできないと思います。

(委員長)

例えば NPO の場合ですと、宗教の布教を目的とすることはだめだとか、あるいは暴力団関係者が関わるのはだめだとか、そういうものは基本的には排除するということになるわけですね。

ただ、これはまた後で細かく議論していけばいいと思いますが、今おっしゃった点で言うと、どういうものがそこには入れないのかという除外事項を設けておけば、他のものは入っていただいかまわらないわけです。まちづくり協議会に、どの団体が入るか入らないか、というのは多分地区ごとによって違ってくるでしょうし、団体もこの地区にはあるけど、この地区にはないということもあるでしょう。除外事項だけ設けておけばいいのではないかという気はします。

(I 委員)

関連することですが、地域によって、いろいろな社会資源があると思います。その社会資源というのは、公共の施設だけではなくて、例えば大淵地区で言えば、常葉大学富士キャンパスという大学がありますし、それから工業団地もありますし、社会福祉施設がたくさんありますね。それから病院関係もありますよね。私たちがどうしても地区団体とか地域住民といった視点で考えますが、日常大淵に集まってくる人たちもたくさんいますよね。そこが仕事の主戦場ということになりますと、学生さんも集まってきますし、大学の先生も集まってくるわけです。これは大淵地区の状況の話をしたけども、例えば他の地区へいきますとジャトコや旭化成のような大きな企業があり、その他にも社会資源がある地域ですね。ですから、そういう企業との連携というのも、これから 5 年 10 年先のことを考えていく中では、何かしらの中で入れていかなければならないのかなという気はします。

それと同時に、例えば、大学生が富士キャンパスにいますけども、その人たちが、富士市はいいよと、富士市に就職したいよとなった時に、企業はたくさんあります。そういう所に就職したいよということになった時に、この条例がそういう所にもつながってくるのではないのかなという気がします。ですから、団体について考えた時に NPO だとかそういうところだけではなくて、地域にどのような企業等があるのかという、社会資源があるのかということもポイントとしておく必要があるのかなという気がします。それが 1 点です。

もう 1 点は、条例というと、義務規定と努力規定というのが出てくると思います。理念の中で、義務規定を定めてしまうのか、努力規定でいく方がいいのかということ。義務規定だとこれはしなければならないということになりますから、その表現的なことも、この条例の文面の中で検討しなければならないのかなという気がしました。他の地域の例を見ますと、努力規定と義務規定がでてくるものですから、義務規定になりますと、やらなければいけないということで、いろいろな所で支障がでてくるかと思いました。

それからもう 1 点です。これがいいかどうか分かりませんが、これからのまちづくりというのは、少なくとも中学生辺りが、富士市はこういうふうな夢があるまちですよ、市ですよ、地域ですよということを含めたことでやっていく必要があるのではないのかなと思います。というのは、静岡市でタバコ条例ができましたが、あれは中学生が提案した条例ですよ、中学 1 年生が、タバコを投げ捨て、まちの中で吸うということは、中学生の目から見てもまちが良くなるということであれを作ったと思います。そういう、低年齢層というか、そういう方々にも、これからの富士市の地域はこうあるべきですよということも含めた中でやっていかれたらいいかなと思います。これは、人材の発掘とか人材を養成する中で、人づくりということもその中に含まれるのかなと思います。そんなにいくつもいくつもいろんなものを組み込んで、そういうことができるかという、

いろいろ議論があると思います。しかし、そういうことも含めた条例にしたらいいいのではないかなと考えます。

(委員長)

すごく大事な点を3点いただきました。先ほどの話で言うと、団体にはいろんな種類がありますので、その地域・地区の社会的資源というのはすごく大事になってきます。そういうものも巻き込んでいくという、例えば高齢者の見守りということになってくれば、社会福祉法人だとか、社会福祉系のいろんな団体とも関わらざるを得なくなってきます。そういうものも全部協議会の中に巻き込むという、そういう視点も大事でしょうね。それから義務規定と努力規定、さらには人づくりの観点、これらも大事でしょうね。

(B委員)

若い人を取り込むということで、私の町内会の例を申し上げます。小さな町内ですが、実際に町内を動かしている人は、ある程度リタイヤに近い方から上の年代の方です。次世代にバトンを渡していくときに、どうやって若い人につなげたらいいのかという話になり、たまたま40代の20人くらいのお父さんたちが、「僕たちは町内会の中心に入って仕事を手伝うということは今仕事の関係上でできないので、そのかわり、体育祭・文化祭と大きな行事の時は日曜日だから、力仕事は私らが引き受けるよ」ということで、緑進会という会を作って50年くらい活動しています。若い人を取り込むという時に、条例の項目に入らないから、まちづくりじゃないよということではないと思います。若い人たちだけでこういう会議を開くのは無理だと思いますが、富士市がどうなったら、これからの若い世代の人たちがしょって立っていけるような、条例作りをしていくことが必要じゃないかなと思います。ここだけの限られた人たちの議論では、もしかしたらきちっとした形の条例ができあがるかもしれません。それ以外の人たちにサポートしてもらえるような内容にしていくことが必要かと思えます。

というのは、私は社会福祉法人の代表として出席させていただいているのですが、私たちがやっている地域に密着した事業は地区福祉推進会という26地区にある組織が担っています。その中で、福祉の視点と自治会としての大きな視点という中で、重なる行事がありながらも、お互いにまちを良くしていきたいということで組織されていると思うのです。その中で、福祉推進会をまちづくり協議会の福祉部へ押し込んで、それで今までの活動ができるのかと言われたことが問題になりました。民生委員の方は民生委員で、国からのお金の流れが違うから、福祉部に入ってもいいですか、そうすると個々の活動ができるのですか、ということがありました。今まで他のいろんな方に聞いてみますと、福祉推進会は推進会で独自の活動をそのまましながら、まちづくり協議会の中には全体の福祉としての活動も出てくるよという形を伺って、解釈できたのです。

各種団体ってすごいですね、ちょっと考えられないくらいたくさんあります。大淵地区はたまたま福祉資源もあるし、学校教育関係もあるし、素晴らしい団体がいっぱいあります。そういう人たちが、これから自分たちの大淵地区はどうしたらいいか、ひいては富士市をどうしたらいいか、長い年月やってらっしゃいます。そういう中で、静岡県社会福祉協議会から、これからの小地域の福祉推進をするために、モデル地区を選んでくれと言われました。そういう背景が素晴らしいので、大淵地区へお願いして、若い人からの意見を募って、これからの小地域の社会福祉をどうするかという話ができたとします。いくつかの団体がそれぞれの歴史の中で、このまちを良くしたい、この地域を良くしたいと、活動をしています。ですから、そういう人たちがまちづくり協議会という形で一つにまとまるのだったら、それぞれの団体の個性はある程度残しておかないと、どの地域も切ってみるとおんなじ形になりかねないかなと懸念しています。

そういうことを加味しながら条例作りをしていただいただけだと、他の地域から見て、富士市独自の素晴らしいまちづくり協議会がある、まねしたいと手本になるような、住民一人ひとりの気持ちが投入されたような条例作りをしていただきたいと思えます。

反面、他の団体に入っていて、これに入っている人たちには分かるのですが、市民一人は、自治会には帰属意識がありますが、他の団体に対しては帰属意識を持っている人は案外少ないです。そういう人たちまで巻き込んだ中で、どこかあまり関わってなくても、入りやすいような条例作りをしてくと、無関心だった人も入

ってくるかなと思いました。

(委員長)

どういう団体が協議会のメンバーになるのかということに関わってくると思うのですが、具体的なものは作らないで、入れない人たちがどういう人たちなのかということだけ規定することですね。ですから、各地区によって、メンバーが違うということはあるでしょうね。ただ共通の部分もあるでしょうし、そうでない、地域独自のところもありますし、それは地区の特色としては、できあがっていくという、イメージではないでしょうか。

(C委員)

各論は各地区にお任せするという形でいいと思います。構成的には、このような形で大テーマを作り、それについての説明を入れながら作るというイメージでいいと思います。前文の部分は、もっと丁寧に、市民にアピールして、なぜこれが必要なのかということをもっと分かりやすくした方が良くと思います。自助・共助・公助という言葉も、一般市民が分かるかどうかということになると疑問です。言葉一つ一つが市民に分かりやすい言葉で、前文を作ったほうがいような気がします。なおかつ富士市民憲章なんかもありますので、富士市らしさを入れて、市民全体に期待を持たせるような前文を作っていただければと思います。条例の目的とか、理念とか、まちづくり協議会の位置付けというのはこの中に入っていましたので、順番等はこれからいろいろと協議をしていくと思います。先ほど出ていた地区人材の育成というのも、9番まちづくり協議会の役割という中で、多様な主体と連携していく、NPO や企業との連携とか、地区人材の育成ということが、キーワードで入っています。この辺を網羅していただければ、クリアされてくるのかなという感じはします。特に地区人材の育成に関しては、市のサポートと言う形ではどの部署とかはないですが、これからの地域づくりの大事な人材なので、中学生とか小学生とかを巻き込んで、教育委員会と連携しながら、一緒に地域づくりをしていけるということを小さい頃から練習させていくということが大事だと思います。ここは丁寧に運んでいただければいいかなという感じがしました。会社で言うと労働基準法があって、その下に各企業が就業規則を作って、部門ごとに品質目標や規律があったりするわけです。そういった大きな部分をいまここで作り上げていって、各論というのは各地区で落としていくという方法をとって、諮問機関だけではなくて、各地区でPDCAを回していくことができるような内容の文言を入れておくことも必要なのかなという感じがしました。

(委員長)

前文をつくる作業というのは大変ですよ。私もいくつか条例策定のお手伝いをしてきたのですが、なかなかこれは大変ですね。委員のうちの誰かに、前文案をひととおり作ってもらうという方法もあります。

(C委員)

ここは特に分かりやすい文章がいいと思います。

(I委員)

理念ですから、中学生でも分かるような文面でいいと思います。これから富士市を担う中学生が、こういう条例があるよということを考えることが大事ではないのかと思います。

(委員長)

いずれこの辺りは、議論していくことになると思いますが、前文が一番難しい所かなと思います。

(I委員)

いつも前文で、だいぶ時間がかかるそうですね。

(委員長)

ですから、各論的などところで議論するとすれば、前文は後に残しておいた方がいいかもしれませんね。かといって、最初に枠を一定程度決めないと、議論が前へ進みませんよという考え方もあるのでしょうか、なかなか難しいですね。

(I委員)

それからもう一つ、地域には、市議会議員さんがいますね。議会との関係がどうなのかなという点があります。条例ですから議会にかけますね。議会でどういう審議をされるのでしょうか。

(委員長)

議会は議会基本条例というのがすでにありますよね。ここでは地区で議会報告会をするということになっていますが、そういうことは定例的に行われているわけですよ。ですから、そういう所とまちづくり協議会が議論するのか、あるいはもうちょっと小さい自治会レベルまでいくのかという話はあるでしょうね。事務局の情報として、他市の条例で議会との関係でなにか盛り込んでいるものはありましたか。

(事務局)

そこまで謳いこんであるものはなかったです。

(委員長)

富士市がそのところをうまく作れば、他のまちにとっては、いいモデルになるかもしれませんね。例えば、まちづくり協議会の会長さんが、議会の方々と富士市のまちづくりのあり方について懇談する場が設けられるようなことは、仕組みとしてあってもいいかと思います。

(F委員)

条例を考えているという話をしたときに、今までまちづくり推進会議は、条例では位置づけられてなかったためボランティアの考え方で流れていました。これから条例を作るとなれば、それだけの覚悟は必要だろうな、という意見は聞きます。条例を作る以上は、市が負わなければならない責任も覚悟しなければならない、という話は聞いたことがあります。最終的には理念条例で逃げるしかないのかなという印象は受けました。

(委員長)

今日出ています6番目のところに、市の役割みたいなものが入ってきたりしていますよね。これをどういうふうにするのかということや、あるいは10番目のところに市の支援というものがある、人材育成だとか、財政支援だとか、技術的支援といったものがキーワードとして盛り込まれているわけですね。そういうものに対して市が責任を持って対応するという内容ですね。

(K委員)

条例ができることによって、市からの財政支援を、どういう風に使ったかを報告する形になるのでしょうか。

(委員長)

そうですね、どういう風に使われたというのは、オープンにしないといけませんよね。今はどういう形で確認しているのですか？

(副委員長)

各まちづくり推進会議で、収支決算をしています。

(委員長)

それとほとんど変わらない形になるでしょうね。

(G委員)

しかし、こうして聞いていますと、地区の違いというものが感じられましたね。富士市は素晴らしいのか、中間なのか、低いのか、どの水準にあるのでしょうか。富士市は素晴らしい素晴らしいというけど、私はそういう風に思っていません。私どもの地区は企業が3つくらいしかありません。これから団体を取りまとめる人が出てくるか心配です。私の地区はいい方に入らないと思います。条例は、基本的なことについて示しておいて、あとは地区の方で、地区に合った形の中でルールを決めていけばよいという意見が響きました。そうでないと、画一的にいくと、地区は衰退します。うまくいっている地区のようにはいきません。

(副委員長)

私が一番懸念している内容は、地区の責任者も大変だからという理由で、町内会長・区長の職が、持ち回りというのが多くなってきてしまっていることです。総会の挨拶の中で、「一期2年はお願いしたい」と言って

いるが、地区の実情があるからそうはいかないよという形で、増えてきてしまっています。組長さんとか班長さんと同じような形に持ち回りで進めている地区が増えてきています。この辺も考えていかないと、条例だけ作ったとしてもって、現実的には運用できないことになりかねないので、この辺を懸念しています。

(G委員)

現に区長会長・区長を決めるとき、くじ引きですよ。ひどいときはじゃんけんですよ。私が区長会長をやっていた時、ある地区から33歳の男性が区長として出てきたことがありました。その時私は、ここは青年団ではないと言いました。

(J委員)

私は今のお話を伺って、町内会長さんが1年で持ち回りということがそれほど悪いことではないと思いました。誰にでもなれる役割、そんなにそれが嘆かわしいことなのかというのは感じました。反対に、誰にでもできる仕組みを作ることによって、若い方の声が出るのは悪いことではないと思います。

(G委員)

声が出ることは悪くないですが、それで実際に地区がまとまっていますか。

(J委員)

そういう方たちの集まりでも続いていくような仕組みを作ることが必要だと思います。

(A委員)

町内会長が中心になってお祭りをやりますよと、いろんな細かな段取りがありますよね、経験があれば去年こうやったからとできるけど、まったく白紙だと、その祭りはその年からできなくなってしまいます。

(J委員)

ただ、それを言っていると、同じ方たち、同じ顔ぶれだけが続いてしまいませんか。

(A委員)

何年か経験すれば、例えば4,5年経験すれば交替したっていいのです。

(J委員)

それも含めて、決まった人ではなくて、いろんな人が入れ替わり立ち代わり入っても、続いていくような仕組みを作るのが大事なんじゃないかなと思います。

(副委員長)

30代40代といたら、まず仕事優先ですよ。何かを決めますから、役員会へ来てくださいと言っても、まず出席できません。我々みたいに定年になってリタイヤした人たちではないですから。そういう人たちは仕事優先ですから、そういった状況を考慮すると、夜の会議になります。夜の会議でも、夕方5時では仕事を終わっていないので来られないですよとなると、もう役員会にならなくなってしまいます。

(J委員)

だったら、土曜日や日曜日にやるとか、若い方の声も入るようにする工夫も必要ではないでしょうか。

(副委員長)

生涯学習推進会は、実行部隊ですから、30代・40代がいます。そういう組織も含めて、自治会が企画・運営をやりながら横の連携をやっていこうというのが今回のまちづくり協議会で、年配の同じ人だけが、10年も20年もやるという意味ではないです。2~3年ずつ交代しながら運営できるようにしたいのですが、1年では、1年に1回しか行事が回ってこないの、意見を言ってくれと言っても誰も分からなくて下を向いてしまいます。これでは論議にならないので、できれば1期2年はやってもらおうと、2年目になると、去年こうやったからこういうのはどうだという意見が出てきて、論議が活発になってきます。

(C委員)

今のお話ですが、年齢層に関しては、地区によってもいろいろありますよね。なかなか難しいところもあって、PTAの活動もそうです。PTAの活動も、若いお母さんたちは出てこないことも結構あります。それは共

稼ぎで忙しいから出てこれないという理由もあります。そういった中で、私の会社の例を申し上げますと、私の会社は、職人さんが多い企業でして、事業継承がなかなか難しかった状況にありました。でも、そこでマニュアルを作ったら、次の代からはスムーズに技術を継承できるようになったわけです。職人の彼にしかできない仕事だと思っていたことが、マニュアルを作ることによって、誰にでもできる仕事になったわけです。マニュアルを作るというのはすごく大変な作業ですが、そういうものが1冊できあがると、そこに書いてある基本に沿って作っていけば、ある程度、誰にでもできる作業に変わります。こういった要素を作りこんでいくことはできると思います。それとさっき意見があったように2~3年経験した人と一度やってもらいながら、その間に1年次の方が一緒に経験してもらい、そしてそこにマニュアルがさらにある、ということになると、もうちょっとスムーズに交代しながらでも運営できる体制は作れると思います。ここは各地区が努力するために、そういうものを作ってみるということも必要かと思います。

(副委員長)

26 地区でも全然違いますよね。新陳代謝の速い地区もあれば、5年10年のスパンで変わる地区もあります。

(E委員)

1つの団体だと1年交代でできるかもしれないですけど、まちづくり協議会みたいに30団体、40団体を束ねているんな議論をするとすると、頻繁に交代しては持続可能にはならないですね。1つの会社のマニュアルを作るのであればできるのかもしれないですけど、5つ6つと団体がたくさんありますから、ちょっと無理かなと思います。

(I委員)

今言われたことについて、それが人材を育成する1つの手法になりますよね。各地区の皆さんで知恵を出し合ってマニュアルをつくって、そこにシステムができていけばそのシステムでどういうふうに工夫していくかという所につながるのではないかなと思います。

(委員長)

今のお話はまさに仕組みづくりですね。そういったところの支援を市がやってもらうような形をとれば、そして、地区でその仕組みが継続するような仕組みになっていけば良いと思います。

(E委員)

あんまりバラバラにならないように、マニュアル的なものを整理してもらえれば良いと思います。

(委員長)

経験値として持っている、つまり人でないと分からないというのが今までの形だったと思います。それを全部明らかにして、一つにまとめ上げて冊子化していくということで、経験値というのが新しい冊子になれば、暗黙のものではなくて明確なものになっていくと思います。

(E委員)

先ほどの話と逆に、生涯学習推進会に85歳の方が出てきたことがありましたよ。

(委員長)

オープンでないといけないと思います。誰にでも開かれた組織でないといけないですね。男性と女性、年齢層の垣根は無い方が良いと思います。

(E委員)

若い人がやれるようになると最高ですね。

(副委員長)

当番で出てきたのですか。

(E委員)

当番です。

(副委員長)

組の中でこの組から生涯学習を出してくださいということになると、10軒ある中であなたの順番ですよということになって、85歳の人が出てきてしまうのです。

(E委員)

1つの組が10世帯くらいしかないと、安協、婦人会といった具合に当てはめていくと、あなたの家は生涯学習ですということになってしまいます。

(G委員)

組の中の役は7つ8つです。10世帯となると1年やって2回目に回ってきてしまう。そうすると、輪番制だからといって85歳の方が出てきてしまいます。

(I委員)

高齢化ということを考えながら地域の活動を進めていかないと、そういうことが出てきてしまいます。それから少子化ですね。極端な話ですが、ここは住みよいまちなのかどうかということ、地域ごとに色分けしたらどうかと提案したこともあります。それは極端ですが、地域の状況を現状分析する必要があると思います。地域の強いところ、弱いところを、地域の人が認識することが大事だと思います。例えば田子浦地区では、社会資源である田子の浦港を活用して、そこで働いている人たちを、地域のメンバーに入れてしまえばいいと思います。人材の面でも、地域の社会資源をいかに有効活用するかということです。

(委員長)

地区によって課題が違います。それぞれの課題への対応を考えていかなければなりません。条例によって今までの活動がせばめられてしまうのではなく、発展できるような方向を考えたいです。まちづくり協議会の構成メンバーは誰だとか、細かいルールのものは各地区が持っていますので、それをうまく活用しながらステップアップし、市の支援も入り、相互に連携しながら、さらに地域の団体がうまく入りこんで活動できるような仕組みができればと思います。地区ごとに、どういう団体が入りこんで、どういう役割を担っているかは違うと思います。そういうものを地区ごとに整理してみるのも大事かと思います。

(A委員)

大体26ぐらいの団体は、地縁団体に近いような団体が入っています。うちはあと弱者の施設など10団体くらい入りました。

(C委員)

ここでいう団体分けというのは、団体名で分けるのではなくて、内容ごとに分けるということですよ。

(A委員)

福祉に入るのか、青少年育成に入るのか、防災なのかということですね。

(G委員)

今回推進会議から協議会へ変わるときに、福祉推進会も入りました。これまでは福祉推進会は口を出せないくらい強力な団体でした。今回協議会になる際に、区長会、生涯学習とともに中心に持ってきました。そこへ各団体は参画団体として入ってもらい、連絡を取り合うという形で皆さんから拍手で承認されました。そういう形で組織図を作り、自分たちの目指すべきところが明確に分かったからです。大体各地区25~26団体くらいではないでしょうか。少人数で作っているような趣味のグループは、メンバーになってこないでしょうね。

(E委員)

農業委員を入れるかどうか迷っています。

(委員長)

その辺りはフレキシブルになると思います。まちづくりに必要であればそういう団体も入っていただくのがよろしいかと思います。その部分については各地区によって自由に選択できると思います。

(G委員)

自分たちがどこに所属するかという住み分けと言いますか、それを示すことによって、所属する団体の連携

が深まると思います。イベントなどをやる時も、そこで話し合ってもらえば話が早いですね。その点は、協議会の仕組み、取り組み方としては良かったと思います。ですから条例は、基本的なものを12か13項目としておいて、各地区に合った形に当てはめながら、各地区が運営されていくということがいいと思います。

(委員長)

細かい運営規則みたいなものは、各まちづくり協議会が作ればいいということですね。そういうものを自発的にみなさんが作れるような仕組みがあった方がいいですね。

(G委員)

高齢化率が三十何%という区もあります。福祉も協議会の中へ入ってもらって、連携してやっていかないと、高齢化対策はやっていけないと思いました。

(委員長)

それは待ったなしですね。各地区ともそういう課題は抱えていると思います。かといって、若い世代が増えている地域もあると思いますが、そこでは子育てなどが大きな課題になるでしょう。

(H委員)

私のところは、0歳児が40人しかいないのです。6年後、40人が全員小学校にいてくれるか心配しています。今高齢化率は32%ですが、10年後は、働き盛りが減り、上が増え、“うちわ”状態になります。逆三角形どころではないです。そういう状況をどう切り抜けていくか、この協議会のウェイトはかなり高いと思っています。今はやっと5月にできたばかりで、付け焼刃です。それを本物の焼刃にするために、きちっと仕組みづくりをして、人の交代もうまくできるように、まちづくり協議会がイニシアチブをとって、操っていけるようにすることを意識しながら、条例を作っていくことが正しいかなと思います。

もう1つは、企業の寄付なくしてまちづくりの存在はないということです。事業所を大切に、社会資源をいかに大切にしていくか、ということを考えています。

さらには、消防団になる人がいないので、事業所さんをお願いして、協定を結んで、消防団員を出してもらっています。16人のうち11人が企業の団員です。企業が出してくれなければ、火が消せない状態です。協議会はいいいタイミングでできてくれたと思います。拠り所になって、まとめていくような体制を作ったら素晴らしい組織になると思います。やっと今、地域の中がまとまりましたから、次は事業所に加わってほしいというお願いをするつもりでいます。そういう弾力的な運用ができる条例があったらいいなと思います。

(E委員)

私の地区では、37世帯あって小学生がいない町内会があります。市街化調整区域なので家が建てられないからです。土地利用の見直しをお願いしたいです。

(委員長)

その辺りを解決できないと人は増えないですね。地域が壊れてしまいます。

(I委員)

富士市でも少子化がまともに来ます。7~8年すると、高校生が400人減り、高校が1ついらなくなるので、高校が統廃合されます。同時に、大学の統合もおこります。これは5年、6年の話であって、幼稚園・保育園にも子供が行かなくなりますから、大変な時代になってくると思います。

(委員長)

まちづくりを考える上では、この課題は常に意識しておかなければならない課題だと思います。

(H委員)

私のところも市街化調整区域が多くて、家が建てられないのですよ。

(委員長)

聖域視されているような問題にアプローチできるようなルートや、チャンネルを作れるような条例というのを考えてみるというのは必要かもしれません。だからこそ議会との関係というのも重要になってくると思いま

す。そういう視点も盛り込まないといけないかもしれません。

(G委員)

市街化調整区域の問題なども含めて、大きな話になりますが、まちづくりというものは、つきつめてみれば、そういうところから発しますね。

(委員長)

制度的な問題をどういうふうに受け止めていくかというのも大きな課題かと思います。行政懇談会を活用したり、課題を協議できるようなルートを作っておくことが必要だと思います。それから、協定を結ぶというのはいいやり方だと思います。地域の知恵だと思います。

(H委員)

行政とも話をして、企業からの消防団員については税の優遇措置をお願いしました。実際に導入されているか確認はしていませんが。

(委員長)

地域を守るということでの企業の社会的貢献ということですね。

(H委員)

それと、アパートへ入る方というのは、町内会に入らないため関係が希薄です。集まりなさいといっても来ないし、防災訓練をやるといっても来ないです。まちづくりの原点というのはそういうところにあると思います。

(G委員)

イベントなどをやるときに、アパートにも声をかけますが、参加はありません。それから、75歳以上は輪番制から抜いている組がありますが、そうすると高齢化ですので、若い人に毎年毎年役が回ってきてしまいます。若い人は、町内会の集まりより、レジャーや家族で楽しむなど、自分たちの家庭が大事だと言います。小さな区での役員のやりくりが大変です。

(委員長)

先ほども出ていましたが、人づくりというのを仕組みの中に入れていかないと大変ですよ。そうすると、教育機関である小学校や中学校との関係は重要ですね。災害などを考えると、中学生や高校生はすぐく力になります。そうすると、学校との連携が必要になってくるでしょうから、場合によってはまちづくり協議会のメンバーの中に、小学校の教員を招くとか、そういうことも大事なことになるでしょうね。

(G委員)

今の中学生は、防災などの意識を持っています。嬉しいことです。また、私の地区では、緊急災害時における協定を企業と結んでいます。企業の意識は高いです。

(委員長)

非常にいい取り組みですね。そういう取組がこれからのまちづくりの方向性として大事なことでしょうね。そういうことは、条例の中に盛り込まなくてもいいと思います。地区の独自の取組ということになるので、逆にそういう経験交流みたいなものができればいいと思います。

(E委員)

「地域コミュニティづくり」や「地区まちづくり活動」など、早い段階で用語を統一した方がいいかと思います。

(委員長)

富士市ではどういうふうに言っていますか？

(事務局)

基本的には「地区まちづくり」と言っています。計画の中では「地域コミュニティ」も使っています。3番の「用語の定義」の中で、みなさんでご検討いただければと思います。

(委員長)

みなさんは「コミュニティ」という言葉はお使いになりますか。

(A委員)

富士市の場合がかつて県の事業で、広見地区がコミュニティ推進会をやっていましたが、結局解消してしまった経過があります。昔のことを知っている人は、コミュニティという言葉がアレルギーになっているかもしれないです。

(G委員)

いろいろ話をしている中で、横文字が多すぎます。分からない横文字が出てくると、なんだろうと考えてしまい、他の話が頭に入ってきません。日本語で分かりやすい条文にしたほうがいいです。

(委員長)

条例というのは、文言も含めて、分かりやすさというのは心がける必要があるでしょうね。なるべくカタカナ文字を使わないで表現することにしましょう。

(H委員)

地域にとって、まちづくりセンターの職員のサポートというのが大変重要です。将来は、地域のことは地域が担うという精神ですが、当面の間はまちづくりセンターの職員が担うということでやってきましたから、まちづくりセンターの職員の役割について明確にしておいた方がいいと思います。そういう質問が結構多いのです。

(副委員長)

将来的には独立してという話も一部にあるようですが、基本的にはまちづくり協議会の事務局はまちづくりセンターが担います。

(H委員)

力こぶ増進計画の冊子の中の、基本的な考え方の中には、今私が申し上げたようなことがちゃんと謳ってあります。将来は地域が全部やってくださいということが書いてあります。

(E委員)

あと、そのためのお金を払いますと書いてありますね。まちづくりセンターの職員のかわりに、地元の人間が運営する場合、給料払わないとやれないですからね。

(委員長)

お金の大きさとか、どういうふうに流れてくるかという話は、また市の方から説明していただくことにしましょう。市の方ではある程度決まっていますか。

(事務局)

今年度集中的に検討していきたいと思います。

(委員長)

細かいお金の流れについては条例の中では謳わなくていいと思います。

(I委員)

条例ができない限りは、予算措置というのとはできないじゃないですか。

(事務局)

そういうわけではないです。

(委員長)

お金の流れの話は、条例の運用規則みたいなものをつくったりしますね。あるいは交付要綱とか、要領ですよ。

(事務局)

富士市では、要領です。

(委員長)

直接的には条例には入ってこないでしょうね。

(B委員)

今、まちづくりセンターの職員が、事務局として、まちづくり協議会を暫定的にお手伝いするとしています。しかし、いずれは地域でやりなさいとなった時に、まちづくりセンターが担っている社会教育的な機能の部分は、まちづくり協議会と同居するという形になりますか？

(市民部長)

まだそこまで議論が深まっておりません。究極的に、地域コミュニティが、今拠点としているまちづくりセンターの運営をできれば理想だとは思いますが、現状としては、市民課の諸証明なんかも出していますので、じゃあそういう事業はどうするのかとか、様々な問題がありますので、5年とか10年のスパンではなかなか移行しないのかなと思います。

(E委員)

大量のお金を地区の人間では会計処理できないですよ。専属の誰かを置く必要があります。

(市民部長)

今のまちづくりセンターの管理・運営から全てをまかなうわけですから、本当に大きなお金を地区にお渡しして、それをどう切り盛りするかということになります。それを26地区が一律にできるかというと、なかなか難しいと思います。

(B委員)

厚木市では、近いところに2軒並んでいて、まちづくりセンターの方は地域の住民がセンター長をやって、公民館の方は社会教育の部分の中で、公民館機能でやっているということを知ったことがあります。2本立ても大変だと思いますし、力がついてくるのは10年15年先でしょうけど、社会教育が消えないように担保しておいてほしいと思います。

(委員長)

今日お出しいただいた意見を整理して、次回からはできれば条例の中身に深く入って議論してみたいと思います。とりあえず、項目を羅列してありますが、項目ごとにご意見を伺って、肉付けをしていくような形で、条例を作りこんでいく作業を次回から始めていきたいと思っています。

6 その他、連絡事項（事務局から連絡）

7 閉会